

# 規約改正新旧対照表

## 国臨協関信支部表彰規程

現 行	改 正
<p>(規 程)</p> <p>第1条 国立病院臨床検査技師協会関東信越地方支部(国臨協関信支部)の行う表彰は、この規程の定めるところによる。</p> <p>(基 準)</p> <p>第2条 この会の会員で次の各号に該当するものは、本基準により表彰する。</p> <p>1) 支部学会の発表演題の中より、学術的に価値あると認められたもの。</p> <p>2) 会員施設または地区会の取り組み等で、価値あると認められたもの。</p> <p>3) この会の発展及び運営に、広く貢献し事業に寄与したものの。</p> <p>4) 上記該当者は、別に定める国臨協関信支部表彰規程(内規)による。</p> <p>(推 薦)</p> <p>第3条 学会賞選考委員、または地区会会長(東京・埼玉・山梨地区は技師長協議会会長)は表彰に値すると認められたものを推薦することができる</p>	<p>(規 程)</p> <p>第1条 国立病院臨床検査技師協会関東信越地方支部(国臨協関信支部)の行う表彰は、この規程の定めるところによる。</p> <p><b>2. 国臨協関信支部表彰規程第2条における各号の表彰は、理事会で必要と認められたものとする。</b></p> <p>(基 準)</p> <p>第2条 この会の会員で次の各号に該当するものは、本基準により表彰する。</p> <p>1) 支部学会の発表演題の中より、学術的に価値あると認められたもの。</p> <p>2) <b>支部学会の発表演題の中より、</b>会員施設または地区会の取り組み等で、価値あると認められたもの。</p> <p>3) <b>支部学会の発表演題の中より、業務経験が少ない会員が業務の取り組み等で、価値あると認められたもの。業務経験が少ない会員とは、概ね5年以下とする。</b></p> <p>4) この会の発展及び運営に、広く貢献し事業に寄与したものの。</p> <p>5) 上記該当者は、別に定める国臨協関信支部表彰規程(内規)による。</p> <p>(推 薦)</p> <p>第3条 学会賞選考委員、または地区会会長<del>(東京・埼玉・山梨地区は技師長協議会会長)</del><b>および支部長</b>は表彰に値すると認められたものを推薦することができる。</p>

## 国臨協関信支部表彰規程(内規)

現 行	改 正
<p>&lt;新設&gt;</p> <p>第3条 国臨協関信支部表彰規程第2条3)による該当者は、支部長、副支部長、事務局長、地区会会長としての経験を有するもの、および支部理事、会計監査を2年以上、各地区会理事を通算5年以上の経験を有するもののほか、特に事業に寄与したと認められ推薦されたものとする。</p>	<p>第3条 <b>国臨協関信支部表彰規程第2条3)による該当者は、支部学会新人賞として選考されたもの。</b></p> <p>第4条 国臨協関信支部表彰規程第2条<b>4)</b>による該当者は、<b>支部役員として</b>支部長、副支部長、事務局長、<b>地区会会長</b>としての経験を有するもの、および支部理事、会計監査を2年以上、<b>あるいは地区会役員として地区会会長としての経験、および</b>各地区会理事を通算5年以上の経験を有するもののほか、特に事業に寄与したと認められ推薦されたものとする。</p>